

## 吹田市交流活動館清掃業務仕様書

### 1 総 則

この仕様書は、業務の大要を示すものであり、受託者は吹田市交流活動館（以下「館」という。）の設置目的を理解するとともに現場の状況に応じて業務を実施するものとする。

### 2 従 事 者

- (1) 受託者は、従事者のうちから現場主任を配置するものとする。
- (2) 現場主任は、館内に常駐し、業務の指導監督並びに人事管理等を行い委託業務の完全遂行に従事するものとする。
- (3) 受託者は、現場主任不在のとき、その業務の代行をする者をあらかじめ指名しておくものとする。

### 3 勤務時間等

#### (1) 勤務時間

休館日をのぞく、午前8時から午後4時まで

勤務時間は労働基準法及び関係法令を遵守し、館の運営に即したものとする。

なお、時間外であっても緊急時または繁忙期等にあつては委託者の要請があれば業務に従事するものとする。

#### (2) 休 館 日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

### 4 業務内容等

区 分	業 務 内 容	実 施 内 容
(1) 日常清掃	玄関、ホール、廊下、手洗所、湯沸室、事務室、各諸室等の日常清掃作業は、業務の開始前までに一通り清掃作業を完了し、その後美化の保全に努める。	休館日を除いた毎日

区 分	業 務 内 容	実 施 内 容
(2) 定期清掃	ア 床ワックス研磨 事務室、各諸室等の容易に移動し得る備品は移動させ、丁寧に掃き、床材料に適した洗剤を用いて研磨機にて洗浄し、汚れを十分に除去した後、床材に最も適したワックスを塗布して電動研磨機にて仕上げ研磨仕上げを行う。	3か月に1回(3階舞台等、一部は年1回) 休館日に実施。なお、事業等に影響がある場合は事前に館と調整のうえ実施。
	イ 空調機器の清掃 1・2階の空調機器の室内機のフィルターを電気掃除機にて清掃するとともに汚れのひどいときは洗剤を用いて洗浄を行う。また、室外機についても汚れを除去する。	年6回以上
(3) 外周窓ガラス清掃	晴天の昼間に特殊洗剤を用いて、透明かつ鮮明になるまで拭き、磨きあげる。また、窓枠の清掃も同時に実施する。	1階 1か月に1回 2階・3階 2か月に1回

## 5 業務要領

- (1) 日常・定期清掃業務は、別紙要領基準によるものとする。
- (2) 要領基準に定めのない事項については、館と協議のうえ別に定めるものとする。
- (3) 館内において、引火性危険物を使用するときは、事前に館に届け出るものとする。
- (4) 清掃業務は、細心の注意を払い、館の建物、物品等に損害を与えないように努めるものとする。
- (5) 施設・附帯設備等の保全に留意し、破損、故障等を発見したときは、速やかに館に報告するものとする。
- (6) 塵芥処理については、新聞紙、廃紙等再生可能なものは、梱包のうえ所定の場所まで搬出し、また不燃物、その他燃えるごみについても所定の場所まで搬出するものとする。

## 6 経費の負担

- (1) 業務に必要な器具及び物品等は、すべて受託者の負担とする。ただし、トイレットペーパー、石鹼水、ごみ袋、梱包用紐については館の負担とする。なお、清掃用具及び使用材料は、作業内容、建築材料に適したもので、品質良好なものを使用するものとする。
- (2) 清掃作業に必要な電気・水道の使用料は、館で負担し、清掃員詰所等は無償で使用させるものとする。

## 7 業務終了後の措置

受託者は日々の業務の実施結果を清掃業務報告書により、当該業務終了後に報告するものとする。

なお、館職員の正規の勤務日でないときは、次の勤務日の午前9時までに報告するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、来館者に対して不快感を与えることのないよう、常に従事者に清潔な作業服等を着用させるものとする。
- (2) 館における秘密はもちろんのこと、業務上知り得た事項は、一切外部に洩らしてはならない。
- (3) 5 (1) に定める使用材料等について、館は立ち入り調査を行い、不適當な材料を使用している場合は、館の指示に基づき、直ちに品質の良好な材料に変更するものとする。
- (4) 窓ガラス清掃は連続して行うものとし、雨天等やむを得ない場合はその都度協議するものとする。
- (5) この仕様書に準ずるもののほか、必要な細目については、館と協議のうえ、別途定めるものとする。

## 9 予算の減額又は削除にともなう解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る吹田市の歳出予算において減額又は削除があった場合、吹田市は、この契約を変更し、又は解除することができる。